

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

告 示

- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定 (障害福祉課) 一
- 認証食品の認証 (食産業振興課) 一
- 県営土地改良事業換地計画の縦覧 (農村整備課) 一
- 保安林の指定の予定 (森林整備課) 二
- 道路の区域変更(三件) (道路課) 二
- 道路の供用開始 (道 路 課) 二
- 都市計画変更の図書の写しの縦覧(三件) (都市計画課) 三
- 開発行為に関する工事の完了 (建築宅地課) 四
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定 (契 約 課) 四

ページ

告 示

○宮城県告示第七十八号
児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第二十一条の五の三第一項に規定する指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第二十一条の五の二十四の規定により告示する。
平成二十七年十二月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号 ○四五一一〇〇二七五	事業所の名称及び所在地 すてっぷ 岩沼市館下三丁目一 一六	指定障害児通所支援の種類 児童発達支援	設置者名 特定非営利活動法人ひよこ	指定年月日 平成二十七年 十二月一日
---------------------	--	------------------------	----------------------	--------------------------

○四五一一〇〇二九一	あつぷるじゃんぶ 岩沼市たけくま三丁 目六一二十二サンプ イズタウンたけくま 百三十三号	放課後等デイサ ービス	株式会社アツ プルフアーム	平成二十七年 十二月一日
------------	--	----------------	------------------	-----------------

○宮城県告示第七十九号
宮城県認証食品認証要綱(平成十七年宮城県告示第九百号)第六条第一項の規定により、認証食品を次のとおり認証した。
平成二十七年十二月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 認証食品

認証番号	品 目	申請者の氏名 又は名称	製造業者の名称 又は屋 号	製造所等の所在地
百六十	ジャム類	鎌戸啓子	夏そら工房	巨理郡巨理町吉田字作田七十 八番地一
二百三	ジャム類	鎌戸啓子	夏そら工房	巨理郡巨理町吉田字作田七十 八番地一
二百四	豆腐	菅野食品株式会社 代表取締役 菅野敏 雄	菅野食品株式会社	仙台市宮城野区蒲生一丁目五 番九号
二百四	油揚げ	菅野食品株式会社 代表取締役 菅野敏 雄	菅野食品株式会社	仙台市宮城野区蒲生一丁目五 番九号

二 認証年月日

平成二十七年十二月八日

○宮城県告示第八十号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第一項の規定により県営土地改良事業新井田南部地区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この換地計画について不服があるときは、同法第八十九条の二第四項で準用する同法第八十七条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に異議申立てをすることができ、また、この異議申立てに対する決定に不服があるときは、同法第八十九条の二第四項で準用する同法第八十七条第十項の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として、仙台地方裁判所にこの決定に対する取消しの訴えを提起

することができる。

平成二十七年十二月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 縦覧に供する書類の名称
換地計画書の写し

- 二 縦覧期間

平成二十七年十二月十六日から平成二十八年一月二十一日まで

- 三 縦覧場所

登米市役所

○宮城県告示第千八十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成二十七年十二月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 保安林予定森林の所在場所

栗原市栗駒沼倉耕英中四〇の一、一三九の一・一三九の三（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、一六四の一

- 二 指定の目的

土砂の流出の防備

- 三 指定施業要件

- 1 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は、択伐による。

耕英中四〇の一（次の図に示す部分に限る。）、一三九の一、一三九の三、一六四の一（次の図に示す部分に限る。）

(二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(三) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- 2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及びその関係書類を宮城県庁（農林水産部

森林整備課）及び栗原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第千八十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十七年十二月十五日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所登米地域事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年十二月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道

- 二 路 線 名 築館登米線

- 三 道路の区域

変 更 の 区 間	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
登米市中田町石森字表三七番五地先から 同市中田町浅水字新沼尻八二番三地先まで	二五・八 一五六・三	四、八八七・四

○宮城県告示第千八十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十七年十二月十五日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年十二月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道

- 二 道 路 名 女川牡鹿線

- 三 道路の区域

変 更 の 区 間	変更の 前後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)	備 考
石巻市鮫浦浜畑一番一地先から 同市大谷川浜小浜山二番六地先まで	前 A	一一・五 五九・〇	一、四〇〇・〇	上記 A 及び B は、関係図面に表示する敷地の区分を
	後 A	一一・五 五九・〇	一、四〇〇・〇	

B 一、二・五、七・四、四、一、四〇〇・〇、いう。

○宮城県告示第千八十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十七年十二月十五日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県気仙沼土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年十二月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 弘川町向線
- 三 道路の区域

変更の区間		変更の前後		敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)	備考
前	後	前	後			
A	B	一〇・三	一〇・三	一五四・二	上記A、B及びCは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。	
B	A	一〇・三	一〇・三	一五四・二		
A	後B	一一・四	一一・三	一五四・二		
後B	C	一〇・三	一〇・三	一五四・二		
C	後B	四・〇	四・〇	一六三・五		

○宮城県告示第千八十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十七年十二月十五日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県気仙沼土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年十二月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
-------	-----	---------	---------

県 道 弘川町向線
本吉郡南三陸町歌津字田表八番二地先から同郡同町歌津字田表五番四地先まで
平成二十七年十二月十五日

○宮城県告示第千八十六号

仙台市から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十七年十二月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 都市計画の種類及び名称
1 種類 仙塩広域都市計画公園
2 名称 六・五・一号 宮城野原運動公園
- 二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第千八十七号

仙台市から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十七年十二月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 都市計画の種類及び名称
1 種類 仙塩広域都市計画下水道
2 名称 仙台市公共下水道
- 二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第千八十八号

仙台市から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十七年十二月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 都市計画の種類及び名称
 - 1 種類 仙塩広域都市計画下水道
 - 2 名称 仙台市阿武隈川下流域域関連公共下水道
- 二 縦覧場所
 - 宮城県庁（土木部都市計画課）

公 告

○東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第二百二十二号）第五十条第二項の規定により都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可があつたものとみなされた次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十七年十二月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称
 - 牡鹿郡女川町桐ヶ崎字桐ヶ崎九十一番一の一部、九十二番の一部、九十四番二の一部、九十四番三の一部、九十五番の一部、百二番一の一部、百四番一の一部、百六番一の一部、百七番の一部、百十番一の一部（一工区）

- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

女川町

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

平成二十七年十二月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 高機能マテリアル3Dプリンターシステム 一式
- 二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 出納局契約課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号
- 三 落札者を決定した日 平成二十七年十一月三十日
- 四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 株式会社星理科学器械 宮城県仙台市青葉区大町二丁目十一番十四号
- 五 落札金額 二千五百八十一万二千円
- 六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 七 入札の公告を行った日 平成二十七年十一月十三日